

## 区長部局におけるいじめ相談窓口の設置について

### 1 概要

- (1) 開設日 令和6年1月4日
- (2) 受付日時 月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始を除く。）  
午前9時から午後5時まで
- (3) 相談方法 ◇随時相談  
いじめ対策ポータルサイト（※）、電話（通話料無料）、手紙（郵送料無料）、メール  
◇事前予約相談  
区公式LINE「いじめ相談予約」より予約
- ※令和6年1月下旬目途に児童・生徒タブレット端末に、上記サイトからもアクセスできるようアイコン配備予定
- (4) 相談対応 ◇社会福祉士や認定心理士等の資格や子どもに係る相談経験等を有するいじめ相談員による適切な対応  
◇弁護士による客観的かつ中立的な対応
- (5) 場 所 いじめ相談対策室（第三庁舎4階）

### 2 相談対応の流れ

- ①相談者から事実経過・要望等の聴取
- ②教育委員会、学校および関係者へ事実経過の確認
- ③対応方針の検討・教育委員会等との協議
- ④対応方針の決定・実施
- ⑤いじめ収束確認後、学校による被害児童・生徒の見守り（3ヶ月間）
- ⑥いじめ解消

### 3 周知

- (1) 区ホームページやSNSへの掲載 令和6年1月4日
- (2) 広報しながわへの掲載 令和6年1月11日号
- (3) 各区立学校の児童・生徒へのチラシ配布 令和6年1月下旬

### 4 その他

- (1) より一層の総合的かつ効果的ないじめ対策を実施するため、品川区いじめ防止対策推進条例の一部改正を予定
- (2) 上記改正の内容に加え、令和6年1月から3月までの相談対応実績を踏まえた、品川区いじめ防止対策基本方針の一部改定を予定